

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規

則 (管 財 課) 一

訓 令 甲

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

(管 財 課) 一

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(同) 二

岐阜県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

(同) 三

号外 (八) 平成二十七年 四月 一日

規 則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則(昭和五十三年岐阜県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「事項」の下に「重要な先例となるもの又は異例なものを除く。」を加え、「緊急を要するため会議を招集する暇がないときは、委員の二分の二以上」を「委員全員(緊急を要するため委員全員に回議する暇がない場合にあつては、委員の二分の一以上)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十七年四月一日

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務部財政課総括管理監」を「総務部財政課管理調整監」に、「総務部管財課総括管理監」を「総務部管財課管理調整監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表西濃総合庁舎の項中「西濃振興局振興課長」を「西濃県事務所副所長兼振興防災課長」に改め、同表揖斐総合庁舎の項中「西濃振興局揖斐事務所振興課長」を「揖斐県事務所地域調整監兼振興防災課長」に改め、同表可茂総合庁舎の項中「中濃振興局振興課長」を「可茂県事務所副所長兼振興防災課長」に改め、同表中濃総合庁舎の項中「中濃振興局中濃事務所振興課長」を「中濃県事務所地域調整監兼振興防災課長」に改め、同表郡上総合庁舎の項中「中濃振興局中濃事務所（郡上市駐在）会計指導係課長補佐」

を「中濃県事務所（郡上市駐在）会計指導係長」に改め、同表東濃西部総合庁舎の項中「東濃振興局振興課長」を「東濃県事務所地域調整監兼振興防災課長」に改め、同表恵那総合庁舎の項中「東濃振興局恵那事務所振興課長」を「恵那県事務所地域調整監兼振興防災課長」に改め、同表飛騨総合庁舎の項中「飛騨振興局振興課長」を「飛騨県事務所地域調整監兼振興防災課長」に改め、同表下呂総合庁舎の項中「飛騨振興局（下呂市駐在）会計指導係課長補佐」を「飛騨県事務所（下呂市駐在）会計指導係長」に改め、同表広域防災センターの項中「危機管理政策課長」を「防災課（各務原市駐在）課長補佐」に改め、同表希望が丘学園の項の次に次のように加える。

障がい者総合相談センター 岐阜市鷺山 身体障害者更生相談所相談判定課長

別表中

三塚町職員アパート	大垣市三塚町	西濃振興局振興課長
禾森職員アパート	大垣市禾森	
坂下町職員アパート	大垣市坂下町	中濃振興局振興課長
野笹町職員アパート	美濃加茂市野笹町	
広見職員アパート	可児市広見	

を
三塚町職員アパート 大垣市三塚町
禾森職員アパート 大垣市禾森
坂下町職員アパート 大垣市坂下町
野笹町職員アパート 美濃加茂市野笹町
広見職員アパート 可児市広見
に改
西濃県事務所副所長兼振興防災課長
可茂県事務所副所長兼振興防災課長

め、同表稲口職員アパートの項中「中濃振興局中濃事務所振興課長」を「中濃県事務所地域調整監兼振興防災課長」に改め、同表八幡町小野職員アパートの項中「中濃振興局中濃事務所（郡上市駐在）会計指導係課長補佐」を「中濃県事務所（郡上市駐在）会計指導係課長補佐」

土岐町職員アパート	瑞浪市土岐町	東濃振
旭ヶ丘職員アパート	多治見市旭ヶ丘	

興局振興課長	興局恵那事務所振	興局振興課長	指導係長」に改め、同表中																												
を			<table border="1"> <tr> <td>泉町河合職員アパート</td> <td>土岐市泉町河合</td> <td rowspan="2">東濃振興課長</td> </tr> <tr> <td>坂上町職員アパート</td> <td>多治見市坂上町</td> </tr> <tr> <td>大井町職員アパート</td> <td>恵那市大井町</td> <td rowspan="2">東濃振興課長</td> </tr> <tr> <td>長島町職員アパート</td> <td>恵那市長島町</td> </tr> <tr> <td>手賀野職員アパート</td> <td>中津川市手賀野</td> <td rowspan="2">興課長</td> </tr> <tr> <td>日の出町職員アパート</td> <td>高山市日の出町</td> </tr> <tr> <td>山田町職員アパート</td> <td>高山市山田町</td> <td rowspan="2">飛騨振</td> </tr> <tr> <td>曙町職員アパート</td> <td>高山市曙町</td> </tr> <tr> <td>匠ヶ丘町職員アパート</td> <td>高山市匠ヶ丘町</td> <td rowspan="2">飛騨振</td> </tr> <tr> <td>古川町若宮職員アパート</td> <td>飛騨市古川町若宮</td> </tr> <tr> <td>小川職員アパート</td> <td>下呂市小川</td> <td>飛騨振 会計指</td> </tr> </table>	泉町河合職員アパート	土岐市泉町河合	東濃振興課長	坂上町職員アパート	多治見市坂上町	大井町職員アパート	恵那市大井町	東濃振興課長	長島町職員アパート	恵那市長島町	手賀野職員アパート	中津川市手賀野	興課長	日の出町職員アパート	高山市日の出町	山田町職員アパート	高山市山田町	飛騨振	曙町職員アパート	高山市曙町	匠ヶ丘町職員アパート	高山市匠ヶ丘町	飛騨振	古川町若宮職員アパート	飛騨市古川町若宮	小川職員アパート	下呂市小川	飛騨振 会計指
泉町河合職員アパート	土岐市泉町河合	東濃振興課長																													
坂上町職員アパート	多治見市坂上町																														
大井町職員アパート	恵那市大井町	東濃振興課長																													
長島町職員アパート	恵那市長島町																														
手賀野職員アパート	中津川市手賀野	興課長																													
日の出町職員アパート	高山市日の出町																														
山田町職員アパート	高山市山田町	飛騨振																													
曙町職員アパート	高山市曙町																														
匠ヶ丘町職員アパート	高山市匠ヶ丘町	飛騨振																													
古川町若宮職員アパート	飛騨市古川町若宮																														
小川職員アパート	下呂市小川	飛騨振 会計指																													
旭ヶ丘職員アパート	坂上町職員アパート	大井町職員アパート	長島町職員アパート	手賀野職員アパート	多治見市旭ヶ丘	多治見市坂上町	恵那市大井町	恵那市長島町	中津川市手賀野	東濃振興課長	兼振興防																				
<p>興局(下呂市駐在) 導係課長補佐</p> <p>務所地域調整監 災課長</p> <p>務所地域調整監 災課長</p> <p>に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>岐阜県訓令甲第十七号</p> <p>各 現 地 機 関</p> <p>平 成 二 十 七 年 四 月 一 日</p> <p>岐 阜 県 知 事 古 田 肇</p> <p>岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令</p> <p>岐阜県有自動車管理規程(昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第六号中「振興局又は振興局に置かれる事務所」を「県事務所」に改める。</p> <p>第四条第一項の表所長車の項中「振興局長又は振興局に置かれる事務所の長」を「県事務所長」に改める。</p> <p>第五条第一項の表知事及び副知事の専用自動車の項、議会の議長及び副議長の専用自動車の項及び教育長の専用自動車の項中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同表現地用自動車の項中「振興局に置かれる事務所にあつては振興課長」を「県事務所にあつては振興防災課長」に改める。</p>																															

附 則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社